



市内局番を確かめておかけください

南あわじ市役所  
総合窓口センター  
緑 庁舎 ☎44-3001  
西淡庁舎 ☎37-3011  
三原庁舎 ☎43-5021  
南淡庁舎 ☎50-3031

【中央庁舎】  
総務部  
市長公室 ☎43-5002  
総務課 ☎43-5001  
防災課 ☎43-5006  
情報課 ☎43-5003  
さんさんネット ☎43-2345  
選挙管理委員会事務局 ☎43-5004  
議会事務局 ☎43-5005

【緑庁舎】  
健康福祉部  
福祉課 ☎44-3002  
長寿福祉課 ☎44-3005  
保険課 ☎44-3003  
健康課 ☎44-3004

【西淡庁舎】  
産業振興部  
商工観光課 ☎37-3012  
水産振興課 ☎37-3013  
都市整備部  
管理課 ☎37-3014  
建設課 ☎37-3015  
都市計画課 ☎37-3016  
教育委員会(教育部)  
教育総務課 ☎37-3017  
学校教育課 ☎37-3018  
人権教育課 ☎37-3019  
生涯学習文化振興課 ☎37-3020

【三原庁舎】  
市民生活部  
市民課 ☎43-5023  
税務課 ☎43-5022  
生活環境課 ☎43-5024  
農業振興部  
農林振興課 ☎43-5025  
農地整備課 ☎43-5026  
地籍調査課 ☎43-5027  
農業共済課 ☎42-6210  
農業委員会事務局 ☎43-5029

【南淡庁舎】  
財務部  
財政課 ☎50-3033  
管財課 ☎50-3034  
国体推進室 ☎50-3036  
上下水道部  
企業経営課 ☎50-3037  
水道課 ☎50-3038  
下水道課 ☎50-3039  
会計課 ☎50-3040

## 介護保険制度の改正 住宅改修・福祉用具等について

4月1日、介護保険制度が改正され、次の事項が変更されました。

### 住宅改修をされる場合は市へ事前申請が必要

介護保険制度では、要介護認定を受け在宅で生活をしていく方（施設入所の方などを除く）を対象に、その介護状態にあわせて住宅改修を行うことができます。対象費用の限度額は20万円で、そのうち1割が自己負担になります。

住宅改修費の支給を受けるためには、介護認定を受けて、住宅改修をする前にケアマネジャーなどと相談し、市へ事前申請を行ってください。

▽対象工事 ①手すりの取付け ②段差解消 ③和式便器から洋式便器への取替え ④引き戸等への扉の取替え ⑤滑

りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更など

### 福祉用具の購入は指定業者で

介護認定を受ければ、その介護状態にあわせて必要な福祉用具を購入することができます。対象費用の限度額は年間10万円で、原則として同一品目の購入はできません。

今回の制度の改正では、福祉用具販売業者の指定を受けた事業所からの購入品のみが支給対象となりました。対象となる福祉用具であっても、事業所指定を受けていない販売店からの購入であれば、市からの給付はできません。指定の有無にご注意ください。

## 児童手当対象を 小学校6年生まで拡大

4月1日から児童手当の制度が拡充されました。支給対象が、これまでの小学校3年生（9歳到達後の最初の年度末）までから、小学校6年生（12歳到達後の最初の年度末）までに拡大され、あわせて所得制限が引き上げられました。

### 所得制限限度額の拡大

次の表のとおり

所得制限限度額	自営業者 (国民年金加入者)	会社員 (厚生年金等加入者)
扶養親族等の数		
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

・小学校4年生の保護者↓手続き不要（6月に現況届を提出してください）

※9月30日までに必要書類を提出してください。上記の対象となる児童の保護者へは、既に申請書を送付しています。公務員の方は、勤務先で手続きをしてください。

### 注意事項

児童手当は、上記の児童を養育している方が対象ですが、認定請求の手続きを行い、市区町村の認定を受けなければ手当を受ける権利が発生しません。期限までに手続きが無い場合は、手当が受けられなくなります。

☎福祉課 44・3002

▽対象品目 ①腰掛便座 ②入浴補助用具 ③特殊尿器 ④簡易浴槽 ⑤移動用リフトのつり具

### 貸与できる福祉用品の変更

要支援1、2、要介護1の認定を受けた方については、原則として車椅子、特殊寝台

## 姉妹・友好都市と交流を深めませんか？ 派遣団体を募集



南あわじ市では、国内の姉妹都市・友好都市の各種団体との民間交流を推進し、相互理解と友好親善に努めながら、特色あるまちづくり、地域づくりに取り組む団体に派遣費用を助成します。

対象となる団体は市を代表する団体（高校生以下）で、年間2団体を限度とします。

▽対象となる派遣市町  
新ひだか町（北海道旧静内

## 児童扶養手当 支給額が変更

児童扶養手当支給額が次のとおり変更されました。児童扶養手当は、父と生計をともにできない児童が養育されている家庭において、生活の安定と自立を助けるために、児童の母、または母に代わってその児童を養育している人に支給します。

### 児童扶養手当額の変更（4月分の手当から）

区分	児童1人	児童2人	児童3人
全部支給(月額)	41,720円	46,720円	49,720円
一部支給(月額)	41,710 ～9,850円	46,710 ～14,850円	49,710 ～17,850円

## 下水道に 加入しましょう

下水道が使える地区にお住まいの皆さまには早期の接続をお願いします。

### 下水道に加入することで生活環境が改善

下水道を接続すると、水洗トイレが使えます。くみ取り便所の悪臭もなくなり、衛生的です。伝染病を媒介する蚊やハエ、悪臭の発生を防ぎます。また、魚が住めるきれいな川を取りもどすことができます。

### 早期に接続した方に特典基本料金を一定期間無料

下水道の供用開始後、2年以内に排水設備工事を行い、公共ますに接続された方は、下水道料金の基本料金（月額1260円）が、2年間または1年間無料となります。

供用開始後に遅滞なく接続をして免除制度をご利用ください。

☎企業経営課 50・3037、接続工事の申込は、排水設備工事店へ

### 税務課からのお知らせ

**軽自動車税 全期**  
**固定資産税 1期**  
の納付は**5月31日(水)**までにお願ひします  
☎税務課 43-5022

町・旧三石町、平取町（北海道）、葛巻町（岩手県）、大野市（福井県）、糸魚川市（新潟県旧能生町）

▽申込み 5月31日までに市長公室（☎43・5002）へ



◆開園時間=9:00~18:00 ◆入園料=大人800円/小人400円 ◆電話=43-2626

項目	内容	期間・日時	場所	備考
季節の花	世界の花々の開花	5月	大温室、ロックガーデン	
コアラ	コアラ舎裏側探検	毎週日曜日 13:00～	コアラ舎	定員20人
ゴールデンウィークイベント	大道芸パフォーマンス	5月3日(水)～7日(日)	園内	日替わりで大道芸人が登場
	「のんたん」がやってくる	5月5日(金) 11:30～、15:00～	イングランドエリア	
	ダブルタッチパフォーマンス	5月6日(土) 11:30～、15:00～	イングランドエリア	立命館大学サークルによる縄跳びを使ったパフォーマンス
体験教室	動物・ぬいぐるみパレード	5月14・21日(日) 11:30～、15:00～		ヤギやうさぎなどが園内をパレード。最後に記念撮影有
	イチゴジャムパンづくり=平日、イチゴ大福づくり=土日、パン・バターづくり=毎日			